

6. 原子力発電所事故への対応について

近畿部会提出
説明担当 南丹市

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、未曾有の大災害が発生した。特に福島第一原子力発電所においては、設計・建設・運転等の各段階で、原子力安全委員会や原子力保安委員会の指導監視の下、必要な防災対策を施した上で厳正に運転稼働していたにもかかわらず、地震や津波の影響を受けた結果、施設は壊滅状態となり、大量の放射性物質を大気中へ放出するに至った。

その結果、多数の周辺住民が避難を余儀なくされ、未だ大半が帰還できていない状況に加え、直接影響を受けなかった地域でも農林漁業や観光等、風評被害により甚大な被害を与えることとなり、徐々に改善の域に達しているとはいえ、今なお旧に復していない。

福島第一原発事故による大気・土壌・海洋等への放射能汚染は、広大な範囲に及び、今後も長期間にわたる対策が必要なことは自明であるが、被ばくしたおそれのある住民の健康管理やモニタリングの体制も十分とはいえない。

しかし、原子力発電に替わるエネルギーは、現状の主力となる火力発電等では燃料コストの増大に伴う電気料金の引き上げも懸念され、また、新エネルギーについても開発途上のものが多く、電力供給体制が不安定化していることで、地域社会に及ぼす経済的影響も日増しに悪化している。

このような中、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 現在運転中の原子力発電所等については、福島原発事故の原因を解明し、速やかにその原因に基づいた万全の安全対策を講ずること。
- 2 すべての原子力発電所敷地内及び周辺に存在するであろう活断層の詳細な調査と速やかな公表を行うこと。
- 3 原子力発電所立地県に近接する都道府県をはじめとする市町村に、事業者は詳細な情報を開示し、意見や要望を聴取する場の設定に国が指導性を発揮すること。
- 4 府県を越えた広域避難等計画作成の協議にあたっては、国の責任においてその任を務めること。